

金沢地方法務局・石川県司法書士会共催
「相続・遺言相談センター」の開設について

金沢地方法務局は、令和4年6月7日(火)から、石川県司法書士会との共催により「相続・遺言相談センター」を開設し、相続及び遺言に関する司法書士による無料法律相談(面接相談・1回30分以内・要予約)を定期的を実施します。

「相続したので家の名義を変えたい」(相続登記関係)、「預金などの相続手続をスムーズにしたい」(法定相続情報証明制度関係)、「遺言書を作成して相続人間の争いを予防したい」(自筆証書遺言書保管制度関係)など、お気軽にご利用ください。

会場1:金沢地方法務局

(石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎)

〈相談日時〉毎週火・木曜日 14:00~16:00

会場2:金沢地方法務局 小松支局

(石川県小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎)

〈相談日時〉毎週火曜日 14:00~16:00

会場3:金沢地方法務局 七尾支局

(石川県七尾市小島町大開地3番地7 七尾西湊合同庁舎)

〈相談日時〉毎月第2・第4月曜日 14:00~16:00



【予約受付・お問い合わせ先】

石川県司法書士会

電話番号:076-291-7070

案内チラシは[こちらから](#)